

# 国民健康保険

## ご利用の場合

今回お支払いいただいた義肢装具の代金は、  
処方日から2年以内にご加入の国民健康保険に申請することにより、  
審査の上、負担率に応じて給付(還付)されます。

※代金給付(還付)の可否は保険者の判断によりますので予めご了承ください。

※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

STEP  
1



下記の書類等を市区町村役場へご持参ください。

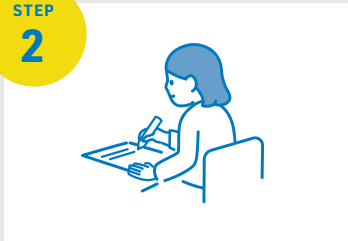
- 意見および装着証明書
- 領収書  
(明細書を添付している場合は  
取り外さないでください)
- 印鑑  
(認印可・シャチハタ不可)
- 健康保険証
- 通帳または口座番号の控え  
(市区町村により加入世帯名義に  
限定される場合があります。  
詳しくは窓口へお問い合わせください。)
- マイナンバー(個人番号)が  
確認できる書類
- 各種医療証・高齢受給者証  
(お持ちの場合)

### 靴型装具の場合

装具の現物写真をプリントアウト、もしくは現像してご申請の際に併せてご提出ください。

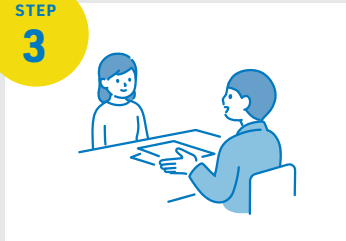
※詳細はご加入の保険者にお問い合わせください。

STEP  
2



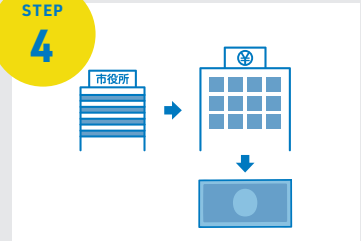
国民健康保険の窓口にて  
申請書を受け取り、ご記入ください。

STEP  
3



申請書、意見および装着証明書、  
領収書(明細書含む)を  
窓口へご提出ください。

STEP  
4



各市区町村(国民健康保険)  
による審査の上、後日、  
自己負担率に応じて給付されます。

※医療証(障がい・ひとり親・乳幼児等)を  
お持ちの方はあわせて申請が可能です。  
詳しくは窓口でお尋ねください。